

工事特記仕様書（改修）	
Ⅰ. 工事名称	柘植小学校他1校防球ネット改修工事
Ⅱ. 工事概要	
1 工事場所	三重県伊賀市柘植町 地内 三重県伊賀市猪田 地内
2 工事内容	
様名称	
構造	
対象床面積	
工事項目	
	防球ネット改修工事 上記に伴う撤去処分工事

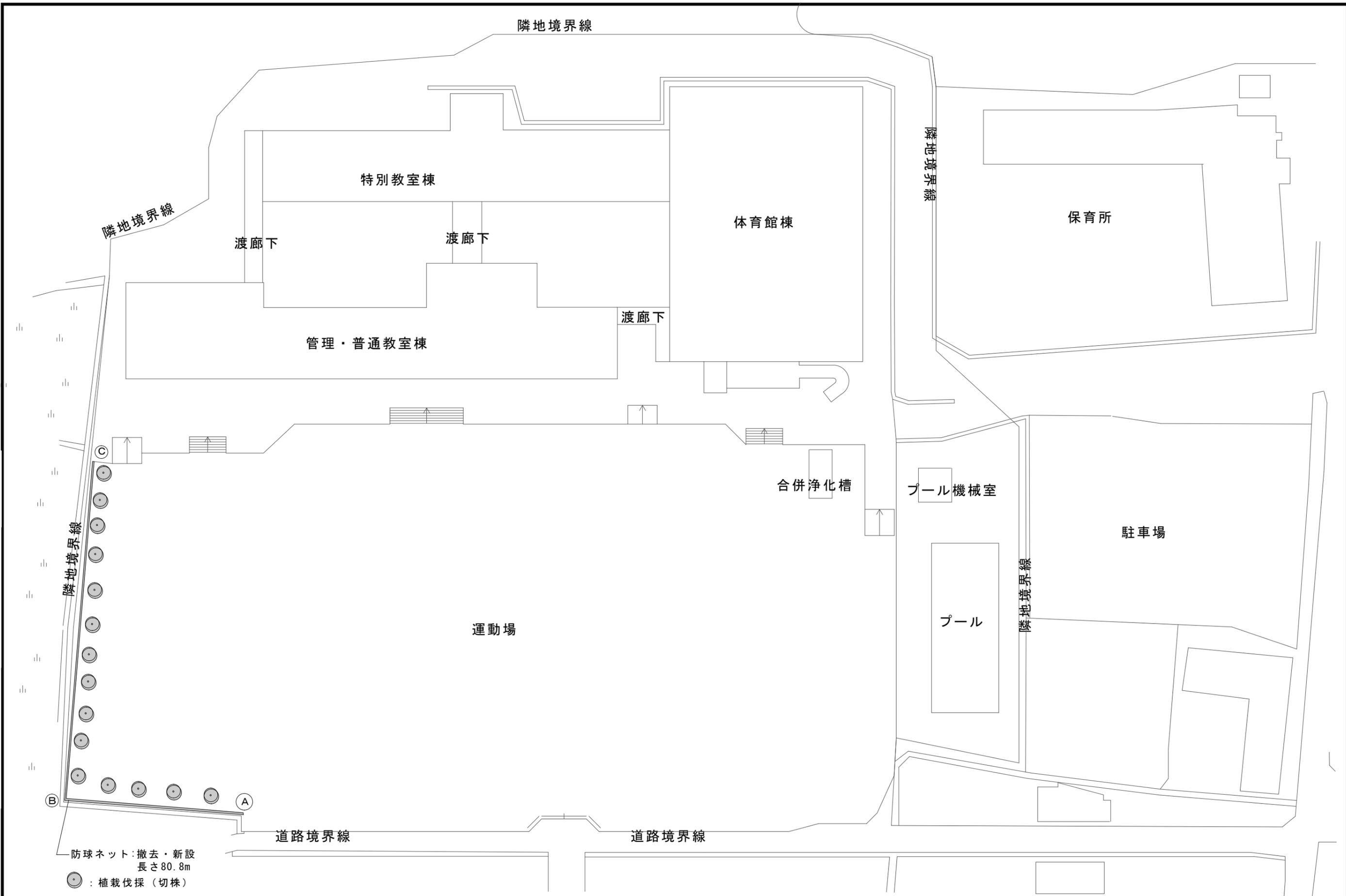
- Ⅲ. 建築改修工事仕様
- 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
 - 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕様の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																					
一 般 共 通 事 項	① ① 通用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 3) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）																					
	② ② 施工条件 (1.3.5)	○ 監督員と協議し決定する。 施工日 土、日曜日、祝祭日施工可能 施工可能時間帯 8:30～17:00 現場入場 時 以降																					
	③ ③ 部分引渡し、部分使用	・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり 指定部分（令和4年1月17日には1年教室および2年教室を利用できるようにする） 時 期（令和4年1月17日～）																					
	④ ④ 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり																					
	⑤ ⑤ 発生材の処理等 (1.3.12)	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。																					
		分別解体等の方法																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
建築設備・内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
	<ul style="list-style-type: none"> 引き渡しを要するもの ・ 有 () 特別管理産業廃棄物 ・ 有 () 処理方法 () 現場において再利用を図るもの () 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 																						
	<p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設リサイクル法、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。） 成形板等の解体・撤去にあたっては、事前にアスベスト含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。</p>																						
⑥ ⑥ 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が百万円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																						
⑦ ⑦ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																						
⑧ ⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																						
⑨ ⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																						

10 ⑩ ⑩ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
11 ⑪ ⑪ 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ()																																
12 ⑫ ⑫ 建築材料等	<ol style="list-style-type: none"> 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書、監督員に提出すること。 本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機材が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放数量等は、「☆☆☆☆以上とする。 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 （認定製品の品名： ） 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用バリエード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ () 																																
13 ⑬ ⑬ 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>測定対象化学物質（●で示したものとす。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ () 測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法） 報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p> <p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成28年版））に従い撮影する。電子納品とし、次のものを提出する。 CD 部数は「19 電子納品」を参照</p> <p>作成する（○ 完成図 ○ 保全に関する資料 ・ ()） 完成図作図範囲（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。</p> <p>デジタルカメラで撮影し、全てA版相当サイズで印刷する。（A4版用紙に1ページあたり3枚）1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ アルバム（大きさ335mm×290mm程度、カラー）1部</p> <p>工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。（提出部数 ・ 3部 ・ 部） 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体も提出すること。（提出部数 ・ 3部 ・ 部）</p> <p>施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</p> <p>施工図 ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</p> <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>本工事中において、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方は伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。</p> <p>暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																										
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
14 ⑭ ⑭ 特別な材料の工法																																	
15 ⑮ ⑮ 騒音・振動の防止																																	
16 ⑯ ⑯ 工事写真																																	
17 ⑰ ⑰ 完成図等 (1.8.2)																																	
18 ⑱ ⑱ 完成写真																																	
19 ⑲ ⑲ 電子納品																																	
20 ⑳ ⑳ 設備工事との取合い																																	
21 ㉑ ㉑ 既存部分等への処置 (1.3.13)																																	
22 ㉒ ㉒ 事故の発生時																																	
23 ㉓ ㉓ 市内企業優先使用																																	
24 ㉔ ㉔ 総合評価方式																																	
25 ㉕ ㉕ 不当介入を受けた場合の措置																																	
26 ㉖ ㉖ 消防法関係の手続き																																	

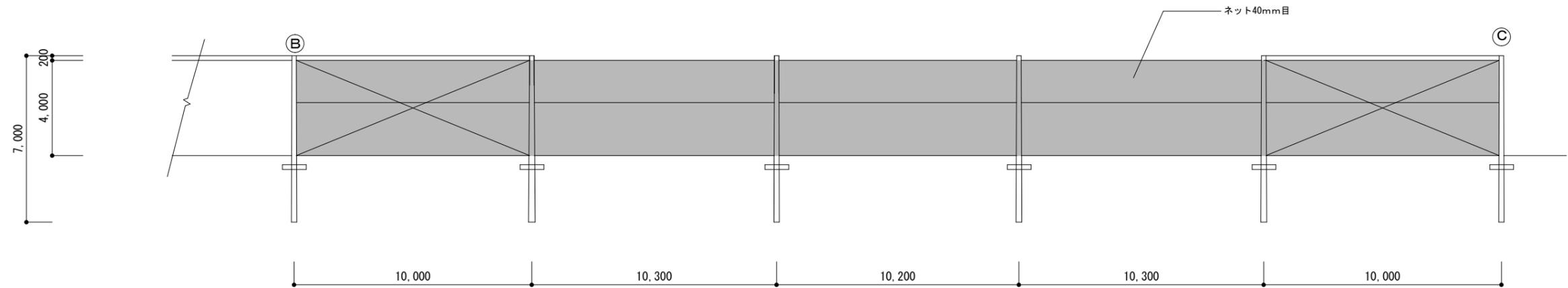
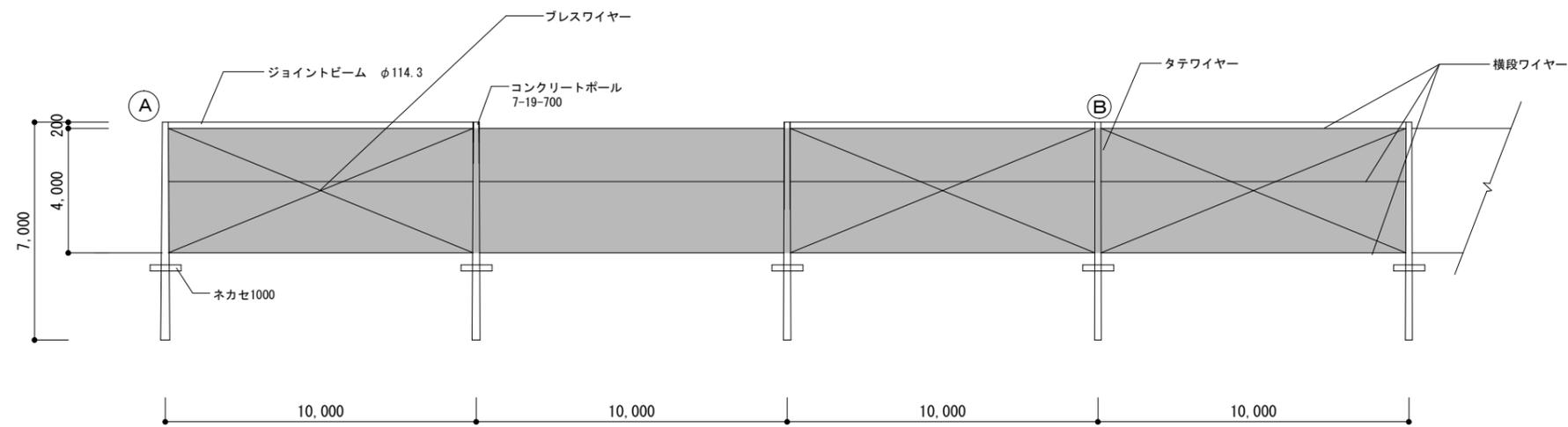
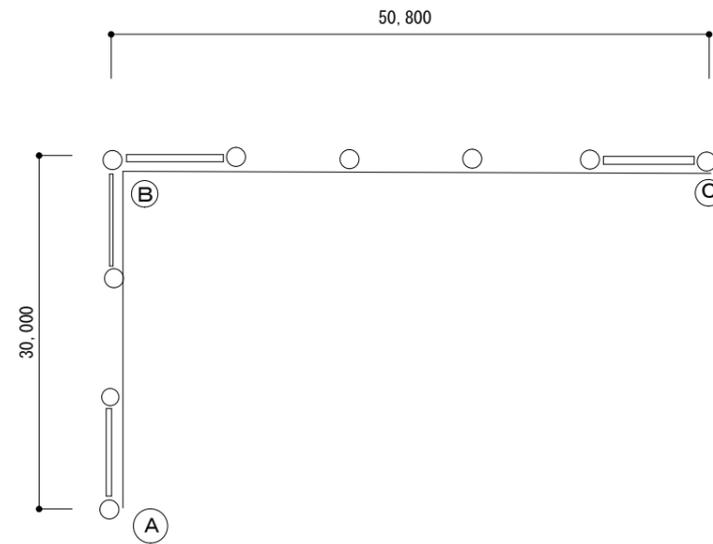
27 ㉗ ㉗ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	<ol style="list-style-type: none"> 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 	
28 ㉘ ㉘ 工事の一時中止	<p>工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン（案）」（平成27年6月 国土交通省）による。三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <p>建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 V0=34 m/s 地表面粗度区分（ ・ II ・ III） 積雪区分（ ） cm</p>	
29 ㉙ ㉙ 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重		
② 仮設工事	1 ㉚ ㉚ 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）
	2 ㉛ ㉛ 足場 (2.2.1)	<p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>外部足場 ・ 設置する（設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する（設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない 内部足場 ・ 設置する（ 脚立足場 ・ 棚足場 ） ・ 設置しない</p> <p>(表2.2.1)</p> <p>材料、撤去材等の運搬方法 種類（ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ） C種：利用可能なエレベーター（ ） D種：利用可能な階段（ ）</p>
	3 ㉜ ㉜ 既存部分の養生 (2.3.1)	<p>既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： A-05） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（ ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 ・ () 机、椅子、ロッカー等の移動 ・ 行う ・ 行わない</p>
	4 ㉝ ㉝ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ () せつこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ () 合板又はせつこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ ()</p>
	5 ㉞ ㉞ 監督員事務所 (2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> 構内建物内の一部を使用する。 設置する 監督員事務所の規模(単位:㎡)
	6 ㉟ ㉟ 監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(7)	
7 ㊱ ㊱ 仮設便所	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない</p>	
8 ㊲ ㊲ 工事用水	<p>構内既存の施設 ○ 利用できる（ ○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p>	
9 ㊳ ㊳ 工事用電力	<p>構内既存の施設 ○ 利用できる（ ○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p>	
10 ㊴ ㊴ 交通誘導警備員	<p>配置 ・ 図示（図面番号： A- ）</p>	

		名称	柘植小学校他1校防球ネット改修工事		課長	係長	設計	
		図面名称	特記仕様書（1）		縮尺		A01	
								 伊賀市役所 建設部建築課



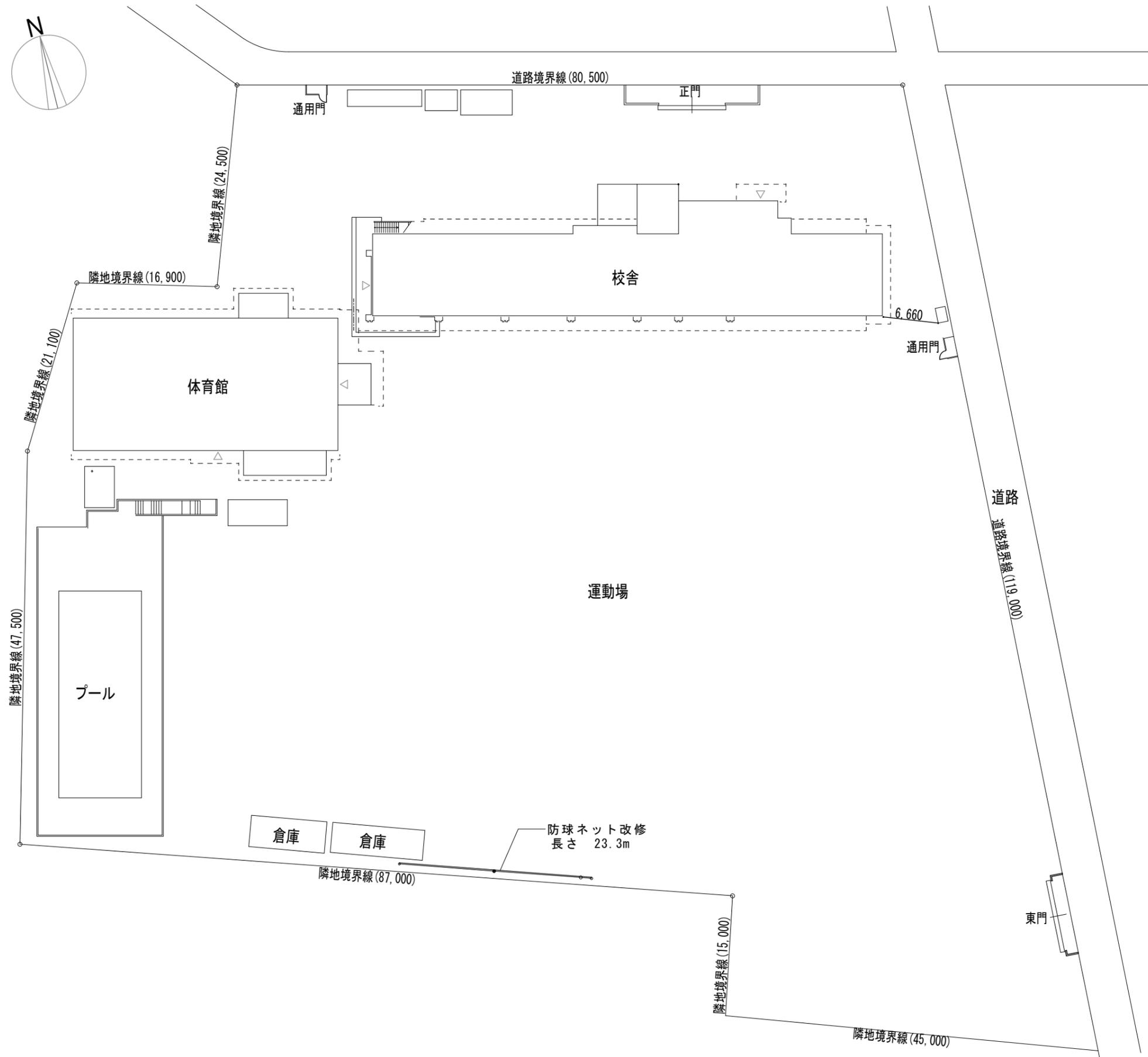
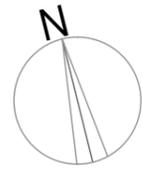
防球ネット:撤去・新設
長さ80.8m
●: 植栽伐採 (切株)

名称 柘植小学校他1校防球ネット改修工事		課長	係長	設計	伊賀市役所 建設部建築課
図面名称 柘植小学校配置図	縮尺 S=1:500			A02	



名称	柘植小学校他1校防球ネット改修工事	
図面名称	柘植小学校防球ネット姿図(改修後)	縮尺 S=1:600、1:200

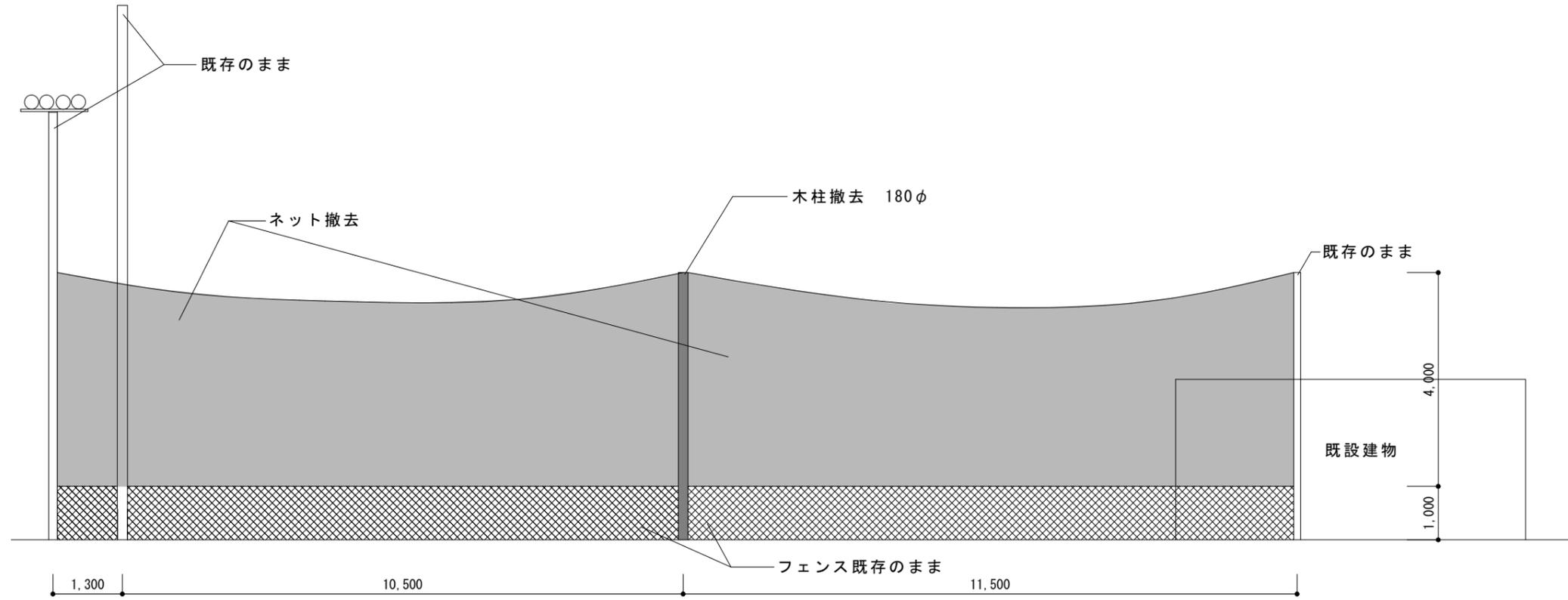
課長	係長	設計
		A03



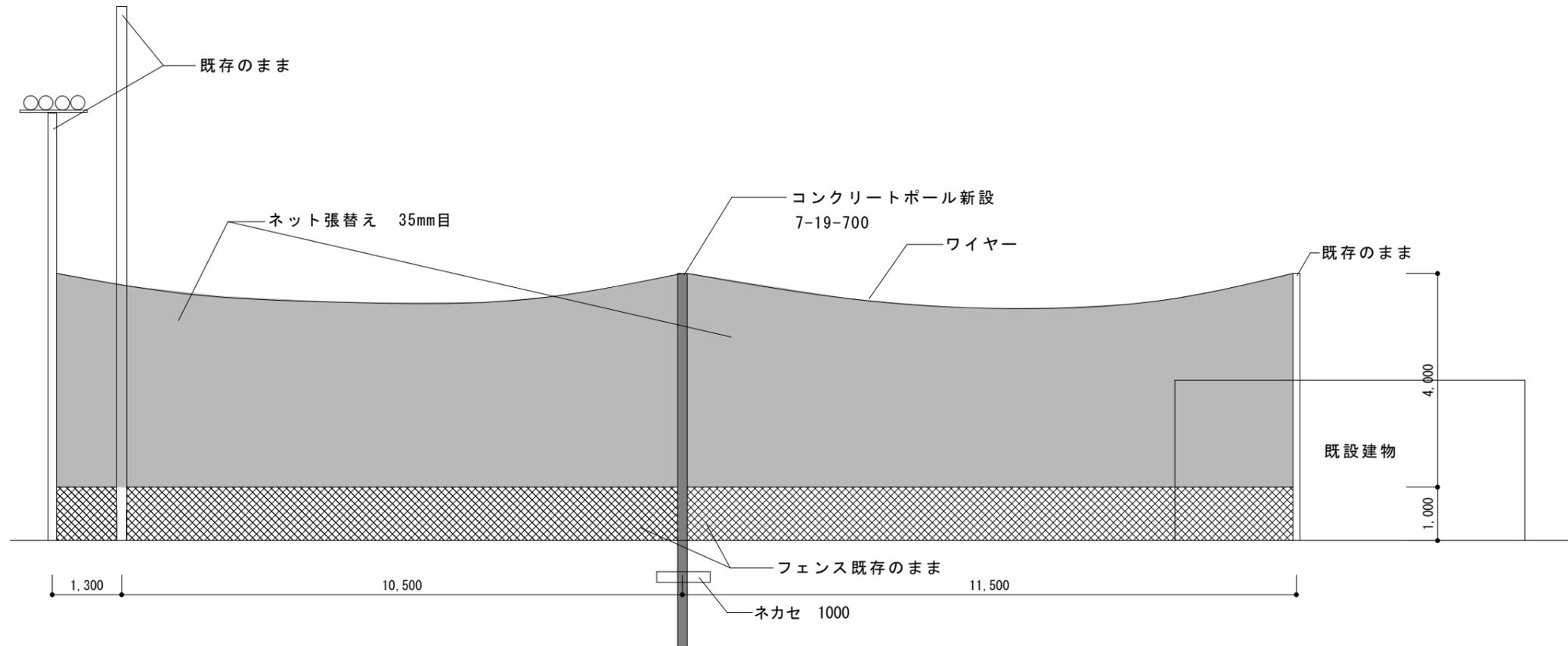
名称	柘植小学校他1校防球ネット改修工事	課長	
図面名称	成和東小学校配置図	係長	
縮尺	S=1:500	設計	A04

--	--	--	--

改修前



改修後



名称	柘植小学校他1校防球ネット改修工事	課長	係長	設計
図面名称	成和東小学校防球ネット姿図	縮尺	S=1:100	A05